

情報モラル教育の現状把握と今後のあり方についての検討：小学校を対象にしたアンケート調査から

著者	原田 克巳, 花木 陸朗
雑誌名	金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要 = Bulletin of the School of Teacher Education
号	7
ページ	91-104
発行年	2015-03-27
URL	http://hdl.handle.net/2297/41601

情報モラル教育の現状把握と 今後のあり方についての検討

—小学校を対象にしたアンケート調査から—

原田 克巳・花木 陸朗*

A Study on the Current Situation of Information Moral Education: From the Questionnaire Results Conducted at Elementary Schools

Katsumi HARADA and Rikuo HANAKI

問題と目的

1. 子供たちを取り巻くネットの現状

近年、インターネット（以下、ネット）で行えることが多様化し、ネットにアクセスできる機器も多様化するなど、情報社会が著しい発展を見せている。とりわけ、パソコンのみならず、携帯電話、スマートフォン、携帯型音楽プレイヤー、携帯型ゲーム機でもネット接続できるようになった、情報通信機器の多様化は、子供たちが簡単にネットを利用できる環境をもたらしている。

総務省（2012）が行った「平成 24 年通信利用動向調査」によると、6 歳以上のすべての国民のネット利用率は、平成 24 年で 79.5% になり、年々増加傾向にある。世代別の利用率を見ると、13～19 歳と 20～29 歳は両者とも 97.2% であり、ほぼすべての若者がネットを利用しているといつてよい現状があることがわかる。また、6～12 歳のネット利用率は 69.0% であり、前年平成 23 年の調査での 61.6% と比べると、大きく増加している現状が見てとれる。つまり、小学生のネット利用率が増加しているということである。また、同調査における情報通信機器の世帯普及率を見てみると、近年普及率を急激に伸ばしているのは、スマートフォンであるが、経済産業省（2013）が行った「平成 24 年

度我が国情報経済社会における基盤整備報告書」によると、自分専用の携帯型ゲーム機を所有している小学生の割合は 67.2%、家族と一緒に使う携帯型ゲーム機を所有している小学生の割合は 17.1% である。これらを合わせれば 84.3% もの小学生が携帯型ゲーム機を持っていることになり、多くの小学生が携帯型ゲーム機を介してネット利用が可能であるということが分かる。加えて、前述の総務省（2012）の調査では、世帯での無線 LAN の普及率は、全世界帯で 46.9%、パソコン保有世帯では、59.8% であり、また、ICT 総研（2013）が行った「2013 年度公衆無線 LAN サービス利用者動向調査」によると、公衆無線 LAN サービス利用者数は 1,702 万人であり、前年比で 500 万人増加しているということである。つまり、無線 LAN 環境の充実化によって、家庭や公衆の至る場所でネットを気軽に利用することが可能になっているということである。したがって、多くの小学生が持っているゲーム機にネット接続の機能が加わったことと、ネット利用の環境が普及していることが、ネット利用の低年齢化に拍車をかけているのであろうと考えられる。

この情報社会の広範化によって、われわれは多くの恩恵を得ているが、一方では多くの問題にも直面している。とりわけ、ネット利用率が高まっている子供たちのネット上でのコミュ

ニケーションに関わる問題は、看過できないほどに深刻化してきている。

総務省や文部科学省、その他様々な団体、企業や個人で構成されている、ネットの安心・安全な利用に関する啓発活動を行っている e-ネットキャラバンは、ネット社会のトラブルとして、「メールや書き込みでの誹謗中傷やいじめ」「ウイルスの侵入や個人情報の流出」「インターネットショッピングをめぐるトラブル」「著作権法等の違反」「誘い出しによる性的被害や暴力行為」「ネット依存による健康被害」「犯行予告等」の7つを挙げている（一般財団法人マルチメディア振興センター,2009）。

中でも、ネットいじめの問題とネット依存の問題は、子供のメンタルヘルスに関わることであり、重大な問題と言えるであろう。

まず、ネットいじめであるが、荻上（2011）はネットいじめを、「ネット上でのいじめ」と「ネットを利用したいじめ」に分けられると述べている。「ネット上でのいじめ」は、ブログや掲示板などの炎上や、誹謗中傷、ネットストーキングなどであり、ネット以外の場面では無関係の者同士で行われるものである。それに対し、「ネットを利用したいじめ」は、もともとあった人間関係の延長としてネット上でいじめが行われるものである。つまり、すでに学校等で起こっていたいじめのひとつの手段としてネットが利用されるというタイプのものである。学校現場で問題化することが多いのは、この「ネットを利用したいじめ」である。加納（2008）は、ネットいじめの特徴として、「閉鎖性」「固定された人間関係」「集団主義」「リゾーム的増殖性」の4点を挙げている。前者3つは現実世界でのいじめにおいても見られる特徴であるが、「リゾーム的増殖性」はネット上でのいじめに特有のものである。現実世界のいじめでは、いじめ加害者が加害行為をやめることで収拾することができるが、ネットいじめでは、ネット上に投稿された誹謗中傷や画像などは不特定多数の人物が閲覧し、転載などに

よって拡散し、收拾をつけることが困難なのである。したがって、ネット上でもいじめが行われれば、学校場面でのいじめも過剰化しやすく、また、学校場面だけでなく帰宅後もアクセスすれば行われているいじめに晒され、逃げ場がなくなり、拡散された情報は回収が困難で収束を得がたいということである。こうした事態はいじめ被害を受ける子供の心の傷を何倍にも深刻化させるということが、容易に想像がつくであろう。

次に、ネット依存であるが、キンバリー・ヤング（1998）はネット依存を、“インターネットに過度に没入してしまうあまり、コンピュータや携帯が使用できないと何らかの情緒的苛立ちを感じる”こと、また実生活における人間関係を煩わしく感じたり、通常の対人関係や日常生活の心身状態に弊害が生じているにも関わらず、インターネットに精神的に嗜癖してしまう状態”と定義している。樋口（2012）の調査によると、中高生の男子の6.4%、女子の9.9%、合計で8.1%の者が、ネット依存を強く疑われる状態にあるとのことである。つまり、全国で約52万人の中高生がネット依存を強く疑われる状態にあることになる。オンラインゲームや各種サービスのもつ魅力のためにネットから離れられないという側面の他に、特に思春期にある子供は友人関係を重要視するあまり、常に友人とつながっていたいという感情や、つながっていなければ友人関係が維持できないという切迫感から、ネットから離れられないという側面もある。望むにしろ望まないにしろ、ネットには子供たちの生活時間の多くを占有する性質があると言える。

2. 情報モラル教育

このような現状の中、学校現場では子供たちのネット利用に関する教育の必要性に迫られている。

情報社会における様々な問題に対応するために必要な力が、「情報モラル」である。国立教育政策研究所（2011）は、情報モラルとは“情

報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度”であるとしている。そして、その情報モラルを育むのが「情報モラル教育」である。子供がネットに関する様々な問題に巻き込まれている現状においては、体系的に情報モラル教育が行われることが必須と言えよう。

2007年に文部科学省委託事業として、社団法人日本工学振興会が「情報モラル指導モデルカリキュラム表」（以下、カリキュラム）を作成している。このカリキュラムでは、情報モラル教育を「心を磨く領域」と「知恵を磨く領域」の2つに大きく分けている。「心を磨く領域」とは、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる領域であり、「知恵を磨く領域」とは、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識を育てる領域である。さらに、「心を磨く領域」は、情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動をとる態度を育てる「情報社会の倫理」と、情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解し、それらを守ろうとする態度を育てる「法の理解と遵守」の2つの分類に分けられている。また、「知恵を磨く領域」は、情報社会の危険から身を守り、危険を予測し、被害を予防する知識を育てる「安全への知恵」と、生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための対策・対応についての知識を育てる「情報セキュリティ」の2つの分類に分けられている。そして、これら4分類を前提として達成されるものとして、「公共的なネットワーク社会の構築」をあげ、これら5つをカリキュラムの柱としている（Table 1）。

このカリキュラムでは、小学校から高校まで、指導項目の実施学年も示されている。早いものでは小学校低学年から取り込まれるべきものとして示されている項目もあり、情報モラル教育は全学年段階で必要なものであり、また早期からの取組が必要なものであるとの考えが示されている。カリキュラムが作成された2007

年当時から比べても、ネット接続が可能な情報機器が多様化していることや提供されるサービスが多様化している現状では、ネット利用開始時期の低年齢化が進行していることが考えられ、現在行うべき情報モラル教育は、カリキュラムの指導学年にとらわれず、小学校の早期段階から丁寧に行うべきものであろうと考えられる。

しかし、一方、携帯型ゲーム機、携帯型音楽プレイヤー、スマートフォンといった情報機器の扱いについては、指導する立場の教師よりも子供の方が関心が高く、また詳しいという現状があろう。また、カリキュラムが示されていても、学校現場が多忙化しているため、情報モラル教育のために十分な時間を確保できないということもあろう。こうした実情から、小学校段階からの体系的な情報モラル教育の必要性は認められつつも、学校現場は十分に対応できていない実態があるのではないだろうかと考えられる。

情報モラル教育を行っているのは、学校のみではない。多くの企業や団体が情報モラルの啓発セミナーや、学校への出張授業等を行っている。このような活動を行っているのは、携帯電話やオンラインによるゲームなどを提供している通信関連の企業や団体が多い。

携帯電話事業者では、NTTdocomo、KDDI、SoftBankのいずれもが、情報モラルに関する教室の開催や、ウェブ上での教材配信、DVD教材の無償配布等を行っている。また、オンラインゲームやソーシャルゲームを提供している企業では、一般財団法人ソーシャルゲーム協会、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会、一般社団法人日本オンラインゲーム協会等の団体が、ウェブ上で情報発信等を行っている他、各企業も出前講座や学習コンテンツの配信を行っている。また、安心ネットづくり促進協議会のホームページでは、無料出前講座を行っている企業・団体や学習コンテンツの一覧がリンク集として掲載されており、情報モラ

Table 1 情報モラル指導モデルカリキュラム表 (大目標・中目標レベル)

領域	分類	コード	L1 低学年	L2 中学年	L3 高学年	L4 中学校	L5 高校
心を磨く領域	情報社会の倫理	a	発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ a1-1: 約束や決まりを守る	a2-1: 相手への影響を考慮して行動する	a3-1: 他人や社会への影響を考慮して行動する	情報社会への夢園において、責任ある態度で読み、義務を果たす a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1: 情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
		b	情報に関する自分や他者の権利を尊重する b1-1: 人の作ったものを大切にすることを心もつ	b2-1: 自分の情報や他人の情報を大切にすること	b3-1: 情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	b4-1: 個人の権利 (人格権、肖像権など) を尊重する b4-2: 著作権などの知的財産権を尊重する	b5-1: 個人の権利 (人格権、肖像権など) を理解し、尊重する b5-2: 著作権などの知的財産権を理解し、尊重する
	c	法の理解と遵守	情報社会でのルール・マナーを順守できる c2-1: 情報の発信や情報を取り取りする場合のルール・マナーを知り、守る	c3-1: 何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない c3-2: 「ルールやきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する c3-3: 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	c4-1: 違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る c4-3: 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c5-1: 情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する c5-2: 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する c5-3: 契約の内容を正確に把握し、適切に行動する	
知恵を磨く領域	安全への知恵	d	情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる d1-1: 大人と一緒に使い、危険に近づかない d1-2: 不適切な情報に出合わない環境で利用する	d2-1: 危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する d2-2: 不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1: 予測される危険の内容がわかり、避ける d3-2: 不適切な情報であることを認識し、対応できる	危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解する d4-2: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d5-1: 情報社会の特性を意識しながら行動する d5-2: トラブルに遭遇したとき、様々な方法で解決できる知識と技術を持つ
		e	情報を正しく安全に利用することに努める e1-2: 知らない人に連絡先を教えない	e2-1: 情報には誤ったものもあることに気づく e2-2: 個人の情報は、他人にもらさない	e3-1: 情報の正確さを判断する方法を知る e3-2: 自他の個人情報、第三者にもらさない	情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける e4-1: 情報の信頼性を吟味できる e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	e5-1: 情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる e5-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
		f	安全や健康を害するような行動を抑制できる f1-1: 決められた利用の時間や約束を守る	f2-1: 健康のために利用時間を決め守る	f3-1: 健康を害するような行動を自制する f3-2: 人の安全を脅かす行為を行わない	f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる f4-2: 自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる f5-2: 自他の安全に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
	情報セキュリティ	e	生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る e2-1: 認証の重要性を理解し、正しく利用できる	e3-1: 不正使用や不正アクセスされないように利用できる	e4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	e5-1: 情報セキュリティに関する基本的な知識を身につける	
		h	情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる h3-1: 情報の破壊や流出を守る方法を知る	情報セキュリティ確保のために、対策・対応がとれる h4-1: 基礎的なセキュリティ対策が立てられる	情報セキュリティ確保のために、対策・対応がとれる h5-1: 情報セキュリティに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる		
	公共的なネットワーク社会の構築	i	情報社会の一員として公共的な意識を持つ i2-1: 協力し合ってネットワークを使う	i3-1: ネットワークは共有のものであるという意識を持って使う	情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる i4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する	i5-1: ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する	

ルに関する専門的知識を有した外部資源を活用して、情報モラル教育を行いたいと考える学校には、有用な情報源となる。

こうした外部資源の活用は学校現場ではどの程度行われているのであろうか。外部講師を招いての授業は、日程調節や謝金等、実施が容易ではない面もあると想像されるが、子供たちに人気のゲームやサービスを配信している企業からの講師の話は、子供たちに関心を持たせるだけでなく、専門家の話は説得力を持って子供たちの心に響くことも予想され、有効に活用することが望まれるのではないだろうかと考えられる。

3. 本研究の目的

これらの問題意識に基づいて、本研究では、小学校における現在の情報モラル教育の実態を明らかにすることを通して、今後の情報モラル教育の充実化に向けて、まず必要なことはどのようなことであるのかを検討することを目的とする。

方法

1. 質問紙調査

調査対象 A 県内の公立小学校 100 校を対象に、郵送により質問紙を配布し、情報教育に詳しい教員に回答を依頼した。その内、52 校から回答があり、回収率は 52% であった。7 校からの回答に欠損があったため、有効回答校数は 45 校であった。

調査時期 2013 年 12 月中旬。

調査内容 以下に示す 3 つの領域について尋ねた。

1) **実施している情報モラル教育の内容と対象** 情報モラルの具体的な指導内容を問う項目は、情報教育担当の小学校教諭の意見を参考にし、カリキュラムの指導内容における「情報社会の倫理」に関して 6 項目、「法の理解と遵守」に関して 6 項目、「安全への知恵」に関して 6 項目、「情報セキュリティ」に関して 6 項目を作

成し、カリキュラムにはないが現状の問題を踏まえると必要と考えられる指導内容として、新たに 9 項目を加えた、33 項目を作成した。項目それぞれに対し、指導実施対象を「低学年」「中学年」「高学年」「保護者」「なし」の中から該当するものをすべて選択するよう、回答を求めた。

2) **外部講師による情報モラル教育** 外部講師を招いて情報モラル教育を実施しているかを尋ね、実施している場合は、機関の名称や講師の名前を記入し、上記と同様に、指導実施対象の選択を求めた。

3) **自由記述** 情報モラル教育の先進的な実践をしているか、課題と感じている点はなにかを、自由記述で尋ねた。

2. インタビュー調査

調査対象 情報教育に積極的に取り組んでいる公立小学校教諭 1 名、及び、情報モラル教育を先進的に行なっている携帯電話販売事業者の代表取締役社長 1 名の、計 2 名。

調査時期 2013 年 12 月中旬。

調査内容 公立小学校教諭に対しては、20 分程度の半構造化面接を 1 回行い、学校現場の立場から見た「子どもの実態」「教師の現状・課題」「今後の情報モラル教育のあり方」について尋ねた。携帯電話販売事業者代表取締役社長に対しては、2 時間程度の半構造化面接を 1 回行い、携帯電話販売店の立場から見た「情報モラル教育の現状・問題点」「学校と販売店の情報モラル教育での役割」「保護者の意識」「今後の情報モラル教育のあり方」を尋ねた。

3. 倫理的配慮

質問紙調査、インタビュー調査ともに、対象校及び対象者には、結果の報告に際して個人が特定されない旨を紙面もしくは口頭で説明し、了解を得た。また、結果の概要を紙面にて報告した。

結果

1. 各指導項目の実施状況

全体的実施状況 各指導項目についての指導対象別指導実施校数と実施割合は、Table 2に示すとおりである。なお、表中の網掛け部は、当該指導項目がカリキュラムにおいて推奨されている指導時期である。いずれの対象にも実施していない学校数から、いずれかの対象に実施している学校数の割合を算出すると、「ネットで誹謗中傷を行わないこと」については、45校すべてが実施している。カリキュラムにおいては中学年での指導内容に該当するものであるが、低学年に対しても16校(35.6%)の学校が実施しており、いじめにもつながりやすい誹謗中傷の書き込みに対する学校の問題意識の高さが伺えた。その他、実施率の高い項目は、「ネットワーク上において、自他の個人情報を大切にすること」と「著作権があることを知り、尊重すること」が44校(97.8%)であり、「情報社会でのルールやマナーを守らない事例を知り、何が良くないのかを考えること」が43校(95.6%)、「肖像権等の個人の権利を尊重すること」「家庭での携帯の利用などに関するルール作りが重要だということ」が41校(91.1%)であった。

次に、カリキュラムの分類ごとに実施率の平均を算出したところ、「情報社会の倫理」が88.9%、「法の理解と遵守」が74.1%、「安全への知恵」が73.0%、「情報セキュリティ」が70.4%であった。なお、「カリキュラム外の指導内容」については、分類として1つにまとめられるものではないが、65.7%であった。このことから、「情報社会の倫理」に関する事柄が小学校では重点的に指導されており、ネット上のコミュニケーションにおけるトラブルに対する学校の問題意識の高さが伺えるものの、近年問題として注目されているSNSでのコミュニケーショントラブルの具体的な事柄については、あまり注目されていないということが伺えた。

低学年での実施状況 低学年を対象とした取組を見てみると、最も高い実施率を示したのは、「健康のためにパソコンやケータイの利用時

間を決めること」(51.1%)が最も高く、以降、「家庭で親の目の届かないところでインターネットを利用しないこと」(37.8%)、「ネットで誹謗中傷を行わないこと」(35.6%)、「ネットワーク上において、自他の個人情報を大切にすること」(35.6%)、「情報社会でのルールやマナーを守らない事例を知り、何が良くないのかを考えること」(28.9%)であった。

一方、「ネットショッピングでの問題点を知り、適切に対処すること」「5分以内に返信がないと仲間からはずす」などの過度な関係をもたないこと」「LINEつかれ」という問題があるということ」「SNSに非常識なことをしている写真を載せることが問題になっていること」については、いずれの学校においても低学年では実施されていなかった。ネット依存に関わる問題については早くから指導がなされている学校もあるが、全体的状況に現れていたように、SNSでのコミュニケーショントラブルの具体的な事柄については、低学年では指導内容に挙げられていないことが分かった。

中学年での実施状況 中学年を対象とした取組については、「ネットワーク上において、自他の個人情報を大切にすること」(75.6%)、「健康のためにパソコンやケータイの利用時間を決めること」(64.4%)、「ネットで誹謗中傷を行わないこと」(62.2%)、「パスワードを他人に教えてはいけないということ」(57.8%)、「著作権があることを知り、尊重すること」(51.1%)が実施率の高いものとして上位にあった。これらの内4つはカリキュラムにおいても中学年での指導目標として示されているものであった。ネット依存に関わる問題については低学年に比べて実施率が高まっており、中学年での指導の必要性を感じている学校が多いことが伺えた。

一方、実施率の低かったものは低学年での取組状況と一致しており、実施校は若干見られるものの、SNSでの具体的なトラブルについての指導はまだ先のことであるとの認識が多く为学校であることが伺えた。

Table 2 各指導項目についての指導対象別指導実施校数と実施割合

分類	指導項目	実施学校数（実施割合）				
		いずれかを対象に	低学年に	中学年に	高学年に	保護者に
倫理 社会 の	1. ネットで誹謗中傷を行わないこと	45 (100.0)	16 (35.6)	28 (62.2)	45 (100.0)	24 (53.3)
	2. チェーンメールが社会に与える影響を知り、チェーンメールを行わないこと	33 (73.3)	2 (4.4)	9 (20.0)	32 (71.1)	14 (31.1)
	3. ネットワーク上において、自他の個人情報を大切にすること	44 (97.8)	16 (35.6)	34 (75.6)	41 (91.1)	22 (48.9)
	4. 公共の場での携帯電話などの利用には、マナーがあるということ	33 (73.3)	11 (24.4)	16 (35.6)	29 (64.4)	12 (26.7)
	5. 著作権があることを知り、尊重すること	44 (97.8)	9 (20.0)	23 (51.1)	43 (95.6)	14 (31.1)
	6. 肖像権等の個人の権利を尊重すること	41 (91.1)	8 (17.8)	18 (40.0)	40 (88.9)	14 (31.1)
法 の 理 解 と 遵 守	7. 情報社会でのルールやマナーを守らない事例を知り、何が良くないのかを考えること	43 (95.6)	13 (28.9)	22 (48.9)	42 (93.3)	16 (35.6)
	8. webサイト上の「はい」や「同意」のボタンは、考えなしに押さないこと	39 (86.7)	5 (11.1)	18 (40.0)	37 (82.2)	15 (33.3)
	9. ワンクリック詐欺などのネットワーク上の詐欺があるということ	33 (73.3)	3 (6.7)	13 (28.9)	29 (64.4)	19 (42.2)
	10. 出会い系サイトには、危険に巻き込まれる可能性が高いということ	35 (77.8)	1 (2.2)	9 (20.0)	30 (66.7)	22 (48.9)
	11. 子どもだけでネット上の売買を行わないこと	24 (53.3)	2 (4.4)	7 (15.6)	19 (42.2)	16 (35.6)
	12. アップロードやダウンロードには違法なものとあるということ	26 (57.8)	1 (2.2)	4 (8.9)	24 (53.3)	12 (26.7)
安 全 へ の 知 識	13. 家庭で親の目の届かないところでインターネットを利用しないこと	37 (82.2)	17 (37.8)	20 (44.4)	31 (68.9)	27 (60.0)
	14. ネットで知り合った人に子どもだけで会いに行かないこと	35 (77.8)	1 (2.2)	8 (17.8)	33 (73.3)	17 (37.8)
	15. ネットワーク上の相手は、なりすましをしている可能性があることと知ること	34 (75.6)	2 (4.4)	12 (26.7)	32 (71.1)	17 (37.8)
	16. ネットショッピングでの問題点を知り、適切に対処すること	15 (33.3)	0 (0.0)	4 (8.9)	11 (24.4)	10 (22.2)
	17. ネットで受け取った情報だけを信じて判断せず、別の方法で確かめること	37 (82.2)	4 (8.9)	19 (42.2)	38 (84.4)	11 (24.4)
	18. 健康のためにパソコンやケータイの利用時間を決めること	39 (86.7)	23 (51.1)	29 (64.4)	38 (84.4)	27 (60.0)
情 報 テ ク ニ ク	19. パスワードを他人に教えないこと	37 (82.2)	9 (20.0)	25 (57.8)	33 (73.3)	13 (28.9)
	20. ネットワークを介して、どのように個人情報が出ていくかということ	28 (62.2)	3 (6.7)	10 (22.2)	27 (60.0)	16 (35.6)
	21. 漏れた個人情報がどのように悪用されるかということ	36 (80.0)	4 (8.9)	12 (26.7)	34 (75.6)	20 (44.4)
	22. コンピュータウイルスというものがあるということ	34 (75.6)	5 (11.1)	13 (28.9)	32 (71.1)	9 (20.0)
	23. ダウンロードには危険が伴うものもあるということ	30 (66.7)	1 (2.2)	6 (13.3)	29 (64.4)	10 (22.2)
	24. コンピュータにセキュリティソフトを入れる必要があるということ	25 (55.6)	1 (2.2)	6 (13.3)	20 (44.4)	15 (33.3)
カ リ キ ュ ラ ム 内 容 外 の	25. 無料通話アプリを利用したいじめについて、実例を踏まえて考えること	31 (68.9)	2 (4.4)	8 (17.8)	28 (62.2)	22 (48.9)
	26. 「5分以内に返信がないと仲間からはずす」などの過度な関係をもたないこと	22 (48.9)	0 (0.0)	3 (6.7)	17 (37.8)	17 (37.8)
	27. ネット接続できるゲーム機から個人情報が増える可能性があること	32 (71.1)	6 (13.3)	12 (26.7)	28 (62.2)	21 (46.7)
	28. ネット接続できるゲーム機にフィルタリングをかける必要があるということ	31 (68.9)	3 (6.7)	8 (17.8)	19 (42.2)	24 (53.3)
	29. ネットゲームの中には、課金制のものがあるということ	33 (73.3)	3 (6.7)	12 (26.7)	31 (68.9)	20 (44.4)
	30. 文字を介した情報のやり取りでは、誤解が生じやすいということ	35 (77.8)	3 (6.7)	14 (31.1)	33 (73.3)	14 (31.1)
	31. 「LINEづかれ」という問題があるということ	19 (42.2)	0 (0.0)	2 (4.4)	11 (24.4)	16 (35.6)
	32. 家庭での携帯電話の利用などに關するルール作りが重要だということ	41 (91.1)	9 (20.0)	15 (33.3)	26 (57.8)	36 (80.0)
	33. SNSに非常識なことをしている写真を載せることが問題になっていること	22 (48.9)	0 (0.0)	4 (8.9)	16 (35.6)	16 (35.6)

(注) 網掛け部は、当該指導項目がカリキュラムにおいて推奨されている指導学年を示す。

高学年での実施状況 高学年を対象とした取組については、「ネットでは誹謗中傷を行わないこと」(100%)、「著作権があることを知り、尊重すること」(95.6%)、「情報社会でのルールやマナーを守らない事例を知り、何が良くないのかを考えること」(93.3%)、「ネットワーク上において、自他の個人情報を大切にすること」(91.1%)、「肖像権等の個人の権利を尊重すること」(88.9%)が実施率の高いものとして上位にあり、高学年ではほぼすべての学校がこれらの問題を扱っていることが分かった。これらの内2つはカリキュラムにおいて高学年での指導目標として示されているものであり、また別の2つは中学年での指導目標として示されているものであった。また、これらに続いて実施率の高いものとして、「ネットで受け取った情報だけを信じて判断せず、別の方法で確かめること」(80.0%)、「ネットで知り合った人に子どもだけで会いに行かないこと」(73.1%)、「ネット

ワーク上の相手は、なりすましをしている可能性があることと知ること」(71.1%)が続いた。これらは安全への知恵に属する項目であり、また、中学年までではほとんど実施されていない項目であった。これらはすべてカリキュラムにおいても高学年での指導目標として示されているものでもあり、高学年になると学校現場では、ネット上で知り合った人とのコミュニケーションに関わる判断への意識づけを行うことに関心が高まることが伺えた。

一方、実施率の低かったものは低学年・中学年での取組状況と一致していた。しかし、その実施率は中学年に比べて高まっており、少ないながらも、扱うべき内容としての認識を持つ学校もあることが分かる。

これらのことから、総じて、学年が上がるにつれ、情報モラル教育の必要性や重要性が強く感じられているということが伺えたが、SNS疲れやSNS内での仲間外れといったネット上で

のコミュニケーションに係わるストレスやいじめについては、小学校現場の問題意識は低いということが伺えた。

保護者に対する実施状況 保護者に対する取組を見てみると、「家庭での携帯の利用などに関するルール作りが重要だということ」(80.0%)、「健康のためにパソコンやケータイの利用時間を決めること」(60.0%)、「家庭で親の目の届かないところでインターネットを利用しないこと」(60.0%)、「ネットで誹謗中傷を行わないこと」(53.3%)、「ネット接続できるゲーム機にフィルタリングをかける必要があるとい

うこと」(53.3%)が上位にあり、家庭での使用ルールを決めることや、大人目の届かせ、またフィルタリングをかけることによって、ネットの利用を大人の管理下に置くように協力を求める学校の姿勢が伺えた。

2. 学校ごとの指導実施状況

学校ごとの、指導対象別指導実施項目数と実施割合は、Table 3 に示したとおりである。実施項目数の平均は、24.3 個であった。また、33 項目すべてを、いずれかの学年もしくは保護者を対象にして指導している学校は、8 校 (17.8%) であった。

Table 3 学校ごとの指導対象別指導実施項目数と実施割合

学校ID	実施項目数 (実施割合)					
	いずれかを対象に	低学年に	中学年に	高学年に	保護者に	
6	33 (100.0)	8 (24.2)	10 (30.3)	31 (93.9)	32 (97.0)	
12	33 (100.0)	4 (12.1)	8 (24.2)	20 (60.6)	30 (90.9)	
22	33 (100.0)	5 (15.2)	26 (78.8)	33 (100.0)	33 (100.0)	
25	33 (100.0)	2 (6.1)	6 (18.2)	30 (90.9)	4 (12.1)	
30	33 (100.0)	8 (24.2)	13 (39.4)	33 (100.0)	23 (69.7)	
36	33 (100.0)	8 (24.2)	15 (45.5)	33 (100.0)	0 (0.0)	
38	33 (100.0)	14 (42.4)	15 (45.5)	23 (69.7)	31 (93.9)	
39	33 (100.0)	14 (42.4)	33 (100.0)	33 (100.0)	33 (100.0)	
23	32 (97.0)	3 (9.1)	2 (6.1)	32 (97.0)	20 (60.6)	
41	32 (97.0)	0 (0.0)	11 (33.3)	26 (78.8)	24 (72.7)	
42	32 (97.0)	0 (0.0)	5 (15.2)	24 (72.7)	30 (90.9)	
32	29 (87.9)	9 (27.3)	14 (42.4)	28 (84.8)	26 (78.8)	
18	28 (84.8)	2 (6.1)	8 (24.2)	23 (69.7)	13 (39.4)	
20	28 (84.8)	9 (27.3)	16 (48.5)	25 (75.8)	28 (84.8)	
27	28 (84.8)	12 (36.4)	22 (66.7)	23 (69.7)	28 (84.8)	
44	28 (84.8)	3 (9.1)	13 (39.4)	28 (84.8)	28 (84.8)	
21	27 (81.8)	2 (6.1)	7 (21.2)	21 (63.6)	17 (51.5)	
37	27 (81.8)	5 (15.2)	8 (24.2)	27 (81.8)	1 (3.0)	
4	26 (78.8)	1 (3.0)	2 (6.1)	17 (51.5)	21 (63.6)	
8	26 (78.8)	6 (18.2)	16 (48.5)	26 (78.8)	0 (0.0)	
9	26 (78.8)	0 (0.0)	2 (6.1)	26 (78.8)	2 (6.1)	
10	26 (78.8)	0 (0.0)	6 (18.2)	16 (48.5)	6 (18.2)	
1	24 (72.7)	1 (3.0)	9 (27.3)	23 (69.7)	19 (57.6)	
2	24 (72.7)	3 (9.1)	15 (45.5)	23 (69.7)	1 (3.0)	
7	24 (72.7)	0 (0.0)	18 (54.5)	22 (66.7)	20 (60.6)	
11	24 (72.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	23 (69.7)	8 (24.2)	
26	24 (72.7)	3 (9.1)	11 (33.3)	22 (66.7)	2 (6.1)	
24	23 (69.7)	11 (33.3)	19 (57.6)	23 (69.7)	0 (0.0)	
28	23 (69.7)	0 (0.0)	4 (12.1)	23 (69.7)	1 (3.0)	
43	23 (69.7)	10 (30.3)	15 (45.5)	23 (69.7)	11 (33.3)	
3	22 (66.7)	0 (0.0)	3 (9.1)	21 (63.6)	9 (27.3)	
29	21 (63.6)	1 (3.0)	1 (3.0)	17 (51.5)	6 (18.2)	
15	20 (60.6)	1 (3.0)	1 (3.0)	19 (57.6)	20 (60.6)	
16	20 (60.6)	7 (21.2)	9 (27.3)	17 (51.5)	3 (9.1)	
5	19 (57.6)	0 (0.0)	6 (18.2)	14 (42.4)	5 (15.2)	
13	19 (57.6)	5 (15.2)	16 (48.5)	19 (57.6)	4 (12.1)	
14	19 (57.6)	2 (6.1)	6 (18.2)	19 (57.6)	19 (57.6)	
33	18 (54.5)	5 (15.2)	10 (30.3)	17 (51.5)	0 (0.0)	
19	14 (42.4)	1 (3.0)	8 (24.2)	11 (33.3)	3 (9.1)	
34	13 (39.4)	12 (36.4)	13 (39.4)	13 (39.4)	0 (0.0)	
40	13 (39.4)	4 (12.1)	13 (39.4)	13 (39.4)	1 (3.0)	
45	13 (39.4)	2 (6.1)	3 (9.1)	10 (30.3)	5 (15.2)	
17	12 (36.4)	0 (0.0)	3 (9.1)	8 (24.2)	2 (6.1)	
31	11 (33.3)	0 (0.0)	3 (9.1)	11 (33.3)	0 (0.0)	
35	11 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (21.2)	9 (27.3)	
平均値	24.3	4.1	9.9	21.7	12.8	
中央値	24	3	9	23	9	
最頻値	33	0	8	23	0	

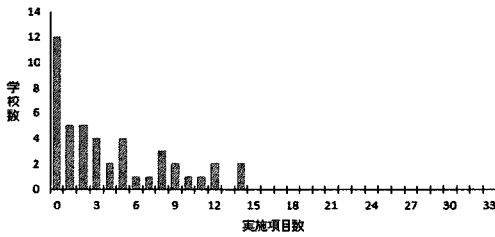


Figure 1 低学年に対しての実施項目数ごとの学校数の分布

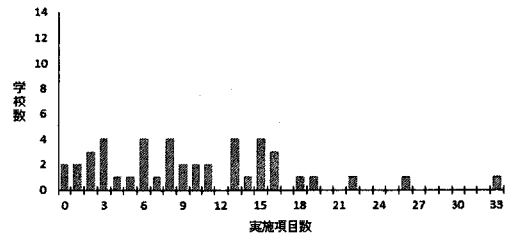


Figure 2 中学年に対しての実施項目数ごとの学校数の分布

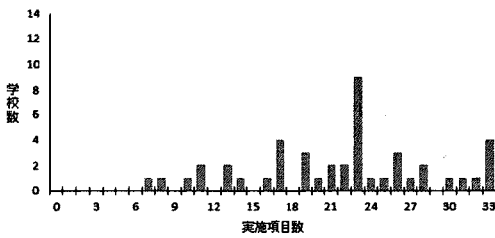


Figure 3 高学年に対しての実施項目数ごとの学校数の分布

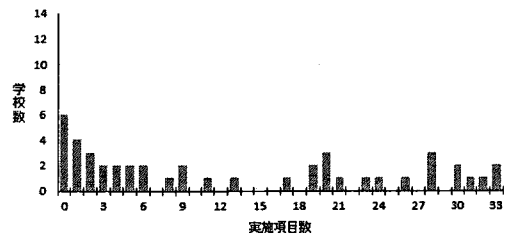


Figure 4 保護者に対しての実施項目数ごとの学校数の分布

対象別に実施項目数ごとの学校数分布を示したものが、Figure 1 から Figure 3 である。

低学年を対象とした取組を見てみると、全く実施していない学校が12校(26.7%)と最も多く、実施項目数の最も多い学校でも14項目のみであり、平均値は4.1項目であった。このことから、低学年段階ではほとんどの学校で情報モラル教育がなされていないことが伺えた。

中学年を対象とした取組を見てみると、実施平均は9.9項目であり、1校(2.2%)が33項目すべてを実施しており、2校(4.4%)がいずれの項目も実施していなかった。取組数のばらつきが大きく、多く取り組んでいる学校から全く取り組んでいない学校まで、状況が様々であることが伺えた。

高学年を対象とした取組を見てみると、実施平均は21.7項目であり、中学年までと比べて実施項目数が一気に増加している。4校(8.9%)が33項目すべてを実施しており、最も実施項目数が少ない学校でも7項目を扱っており、全く実施していないという学校はなかった。高学年

に対しては、程度の差はあれ、どの学校も情報モラル教育の必要性を感じているということが伺えた。

保護者を対象とした取組を見てみると、実施平均は12.8項目であるが、全く実施していないという学校が6校(13.3%)あり、45校中最も多い割合を占めていた。また、実施項目数が半分の16個に満たない学校は全体の57.8%を占め、保護者に対しては、多くの事柄を扱って情報モラル教育の取組を積極的にしている学校と、そうでない学校とが明確に別れるという結果であった。

3. 外部講師を招いての情報モラル教育の状況

外部機関から講師を招いて情報モラル教育を行っている学校は、28校(62.2%)であった。外部機関・団体名を指導対象別に示したのがTable 4である。

専門性の高い外部機関の活用は、高学年及び保護者を対象にした場で多くなされているようである。しかしながら、NTTdocomoやau、ソー

ソーシャルゲーム協会、KDDI ケータイ教室などのネット接続端末やゲームを提供している企業の活用は、中学年から見られるが、様々な企業・団体が無料で出張授業を提供している中、こうした資源の活用は十分になされているとは言えない状況が伺えた。

Table 4 招聘外部機関及び団体名と招聘学校数

対象	招聘機関・団体	学校数
低学年	ベネッセコーポレーション	9
	教科書販売所	1
	パソコンサポーター	1
中学年	ベネッセコーポレーション	9
	教育事務所	1
	教科書販売所	1
	パソコンサポーター	1
	au	1
	パソコンボランティアのOB	1
高学年	ベネッセコーポレーション	9
	警察	3
	県教育委員会	2
	教育事務所	1
	教科書販売所	1
	パソコンサポーター	1
	パソコンボランティアのOB	1
	大学教員	1
	KDDIケータイ教室	1
	中学校	1
	保護者	警察
県教育委員会		4
ベネッセコーポレーション		2
大学教員		2
市教育センター		1
市教育委員会		1
中学校		1
パソコンサポーター		1
KDDIケータイ教室		1
ソーシャルゲーム協会		1
NTTドコモ		1
eネットキャラバン	1	
教職員	ベネッセコーポレーション	1
	大学教員	1
	パソコンサポーター	1
	ソーシャルゲーム協会	1

4. 情報モラルに関する子供・保護者・教員の現状についての認識と今後の情報モラル教育についての考え

質問紙調査によって、「子供や保護者の現状についての認識」と「情報モラル教育の課題についての認識」を自由記述で尋ねたところ、29校から回答が得られた。それぞれの内容については、Table 5 と Table 6 に示したとおりである。

子供や保護者の現状については、保護者についての記述がほとんどであり、講座を開催しても参加してくれないといったことや親がスマートフォンを子供に貸しているといったことなど、保護者の意識の低さに関する指摘が多かった。また、情報モラルの課題については、上述した保護者の意識を変えることの難しさや、教師自身の知識の乏しさや、指導のための教材や時間のなさなどが上げられていた。

Table 5 自由記述に見られる子供や保護者の現状についての認識

記述内容	学校数
保護者の意識が低く、講座を実施しても参加しない	3校
親が子どもにスマホを貸すなどしている	2校
ゲーム機や音楽プレイヤーやインターネットができることを知らない親がいる	2校
フィルタリングをあげていないケータイを使用させる家庭がある	2校
ライン、スマホなどがいじめを促進している	1校
ケータイなどの機器の影響で、「子どもが携帯に關心を持った」というクレームがあった	1校

Table 6 自由記述に見られる情報モラル教育の課題についての認識

記述内容	学校数
小学校教員の知識が浅いついていない・知識に差がある	6校
家庭の意識を変えるのが大変	6校
教材や情報を探すのが大変	4校
情報モラル教育を行う時間が無い	3校
子どもの知識が教師や親を上回っている	2校
子どものネット利用の実態をつかめない	1校
具体的な指導のあるカリキュラムがないため指導が難しい	1校

次に、情報教育を積極的に行っている小学校教員及び情報教育に関心の高い携帯電話販売事業者代表取締役社長へのインタビューから得られたことは、以下のようであった。

教員：子供たちがネットに接続する手段は多様化してきている。低学年においても多くの子供が携帯型ゲーム機を所持しており、家庭ではWi-Fi 環境によってネットに接続できる状況にある。子供たちは、チェーンメールの問題や、メールで相手の誹謗中傷を言わないことなどの、パソコンを使っただけの情報モラル教育は受けているものの、同様の問題がゲームを介してのコミュニケーションにおいても起こりうるという認識までには至っていない。実際にオンラインゲームで遊ぶ際に、特定の子をグループから外すといういじめが起こっている。

そうした状況に対して、教師の知識が追いついていない。ゲームで何ができるのかを把握できておらず、実際に問題が発覚してから知るこ

とも多い。そのため、予防となる教育ができていないのが現状である。教師自身が新しい情報モラル教育を受けた経験がないことも、何を指導したらよいか分からないということにつながっている。日頃からネットを様々な利用している若い教員や関心の高い情報担当の教員と、その他の教員との間で、知識や認識に大きな差がある。学校の年間計画の中に、情報モラル教育を各教科の中でどのように指導していくかは位置づけられているが、実際にその通りに行っている教師はあまり見ない。クラスによって偏りが出てしまっている状態があり、学年全体で行う計画が必要である。

子供の実情にあった情報モラル教育を、教師自身が勉強して、授業を行えるようになるのが理想。子どもはあまりメールを利用しないのに、メールの授業を行うのではなく、子供に本当にあったものを、低学年の内から行えるようにしたい。

携帯電話販売事業者：A 県では小中学生に携帯電話を持たせない運動を行ってきた。そのため、携帯電話を持ったときに正しく利用できる教育より、持たせないことに力を入れてきた傾向がある。そして、電気通信事業者や情報モラル教育の普及啓発活動を行っている団体と県教育委員会との連携がなされているとは言えない。例えば、情報モラル教育に関するセミナーを開催した際、隣県では参加者の36%が教員であったが、A 県では14%であった。教員にこうした啓発活動の情報が行き渡っていないのではないかと。学校は、情報モラル教育が可能な教員の育成を行うべきである。また、積極的に情報モラル教育の教材を取り入れ、教材の充実を図るべきである。それに加えて、保護者への啓発や、地域との連携を行うべきである。

販売店側は、最新の機器やサービス、コンテンツ等に関する情報提供を行うことができる。講座などを開き、積極的に情報提供をするべきである。また、フィルタリングの推奨などの義務を果たすべきである。フィルタリングなどに

関心の高い保護者は、情報モラル教育に関心も高く、子供のリテラシーも高いことが多い。反対に、フィルタリングなどに関心の低い保護者は、情報モラル教育に関する関心も低く、買いつけた者としての教育責任を放棄しているように見える保護者もいる。そのため、現状の社会では、携帯電話を「持つ」「持たない」の議論を行う段階ではなくなっている。ネットに容易に接続できる環境が子供たちに広がっていると認められた上で、子供の発達段階に応じて、具体的な事例を挙げながら、情報モラル教育を行うべきである。

いずれの意見からも、教師がネットに係わる子供の実態についての理解を十分にはできておらず、情報モラル教育が後手に回っている現状への危機意識が伺えた。

考察

1. 児童生徒に対する情報モラル教育

今日では、携帯型ゲーム機や携帯型音楽プレイヤーでネットに接続できたり、家庭でのWi-Fiなど無線LAN環境の普及や、公衆無線LANの利用者数が増加していたりするなど、ネットの利用方法が多様化してきている。このような状況の中で、小学生のネット利用が増えていることが、総務省(2012)の調査等からも明らかになっており、今回の調査においても、教師の実感として、小学生のネット利用が増えているということがわかった。

ネット上の問題には、「ネットいじめ」「出会い系サイトによる被害」「個人情報流出」「高額請求」「ネット依存」などがあるが、現状を捉えれば、すべての問題に小学生が巻き込まれる可能性があると言える。ネットに関する問題は、多くの子どもが携帯電話もしくはスマートフォンを所有し始める中学校や高校から起き始めるものだと考えられがちであるが、もはや、小学校から起こりうる問題として取組がなされる必

要があると言える。

今回の調査結果から、情報モラル教育を積極的に行っている小学校と、あまり行っていない小学校とがあり、取組の実際には大きな差があることが分かった。また、低学年から取り組んでいる小学校もあれば、高学年のみで指導を行っている小学校もあり、取組のし方にも大きな差があることが分かった。地域によって各学校の問題の深刻さや情報モラル教育に対するニーズに違いがあるものと思われるが、ネットはその特質として、物理的、地理的、文化的な垣根を乗り越える性質を持っている。生徒指導上の問題となる交友関係も、SNSを介して校区を越えてつながっている現状もあり、取組の有効性を発揮するためには、1校のみの取組だけでなく、地域を挙げて一定水準の情報モラル教育を行うこと、そのための情報共有を図る場の確保と具体的取組の立案が望まれるのではなからうか。

また、学校内においても、教師によって知識や、危機感、指導の量に差があることも実情である。したがって、教員に対する研修会の充実を図るとともに、知識や危機感、指導力のある教員による校内での発信力を高め、全校を上げての取組となるよう促していく工夫も必要とならう。

2. 保護者との連携協力

子供が安全にネットを利用するためには、保護者の関わり方が重要になる。しかしながら、今回の調査で、携帯型ゲーム機や携帯型音楽プレイヤーでネット接続ができることを知らない保護者や、子供がネットに接続している機器にフィルタリングをかけていない保護者がいることが述べられている。保護者は、子供の安全なネット利用を保証する役割を持っていることから、保護者の正しい理解に基づいたネット環境の提供が望まれているのは間違いない。今回の調査からは、保護者を対象にした情報モラル教育を行っている学校は必ずしも多くないという実態が伺えた。学年懇談会やPTA行

事等において、ネットに係わる子供たちの現状を知ってもらい、協力を募ることが重要であろう。

3. 外部資源の活用

上述したことから、教師は早急に情報社会の問題について積極的に学ぶとともに、情報モラル教育の授業をすべきであると言える。しかしながら、業務の多忙化や指導方法の分からなさによって、適切な情報モラル教育を行うことの困難さも伺える。そこで、通信関連の企業等の専門的知識を有した外部資源の活用がより図られてもよいであろうと思われる。今回の調査では、外部資源の活用はあまりなされていないという結果であった。一方、携帯電話販売事業者へのインタビューからは、通信関連の企業側の学校における情報モラル教育への参画への意識が高いことが明らかともなった。どのような外部機関が情報モラル教育を担えるかの情報自体が学校側に乏しいということもあるのかもしれないが、教師自身が十分な情報モラル教育を実施できるようになる過渡期のこととしても、今後は学校現場と通信関連の企業のような専門的知識や情報モラル教育の実績のある外部機関とが連携し、児童生徒や保護者の知識や認識を高めるのみならず、教師の知識や指導力を向上していくべきであろう。

4. 今後の情報モラル教育のあり方

以上のことから、情報モラル教育の有効化、充実化のために、今後まず必要なことは、「情報の充実」だと考える。「情報の充実」とは、「問題に関する情報」「指導法に関する情報」「研修会に関する情報」の3つの情報を、小学校において充実させることである。

まず、「問題に関する情報」の充実には、ネットに関する様々な問題の事例等の情報を充実させることである。問題の把握がなければ、対策は立てられない。指導の焦点も定まらない。当該校で起こった事例はもとより、地域や全国の具体的事例を集め、資料として学校に置いておくことが有効だと考える。しかしながら、学校現

場の多忙さを考えれば、このことは容易ではない。できれば、各学校が個別に集約を行うのではなく、市町もしくは県の教育委員会が集約し、定期的にアップデートを行いながら、各校の指導資料として提供する仕組みが構築されればよいであろう。

次に、「指導法に関する情報」である。質問紙の自由記述には、教材や情報を探するのが困難であるということや、具体的な指導案がないため指導が難しいという記述があった。また、情報教育に積極的に取り組んでいる教師に対するインタビューでは、教師自身が情報モラル教育の指導を受けたことがないため、何をどう指導したらよいのかわからない教師がいることが述べられていた。今回の調査が参考にしたように、情報モラル教育の指導モデルカリキュラムは存在する。これは様々な問題に対応しているカリキュラムではあるが、ここに記載されている項目を見てもどのように指導すればよいのかわからない教員がいることが現状である。そこで、どのように指導するかを示した指導案を充実させることが求められる。通信関連の企業等が指導案や授業のコンテンツを提供している場合も多い。そのような指導案がどこに存在するのかをまとめたものや、カリキュラムにおける各項目の具体的な指導案をまとめたものが資料として用意されることが大切であろう。また、情報モラル教育に長けた教師が今後実践していく実践事例も、資料として積み上げられていくことも重要であろう。

最後に、「研修会に関する情報」である。通信関連の企業等、様々な団体が研修会や講演会を行っているため、教師や保護者が情報モラルについて学べる機会が多い。しかし、その研修会や講演会の開催情報があまり学校に入っていないため、実際には教師が学ぶ機会が十分に得られていないことが伺えた。教育委員会主催の研修会だけでなく、研修の機会となる様々な情報を教師に提供することも重要であろう。

以上のような、「情報の充実」を学校が行った

上で、各校の子供の現状にあった情報モラル教育を学校や地域をあげて行うことが、今後のあるべき情報モラル教育であると思われる。

5. 今後の課題

本研究は、質問紙調査を中心として、情報モラル教育の現状についての検討を行ったが、調査対象校数が十分であったとは言いがたい。より多くの学校を対象とした調査が望まれる。また、今回は対象校数の少なさから、地域による取組の差の検討を行っていない。ネットの問題自体は地域による差はあまりないことが予想されるが、情報モラル教育の実施については地域によって差があるかもしれない。どのような地域でどのような取組がよりなされているのか、その傾向をつかむことで、より実情に応じた情報モラル教育のあり方を検討できるかもしれない。

引用文献

- 樋口進 (2013) . ネット依存症 PHP 新書
- ICT 総研 (2013) . 2013 年度公衆無線 LAN サービス利用者動向調査
- 一般財団法人マルチメディア振興センター (2009) . 安心インターネットライフ★ガイド～ネット社会の7つの常識～
- 加納寛子 (2008) . リゾーム的に増殖するネットいじめ 加納寛子(編)現代のエスプリ 429 ネットジェネレーション 至文堂 Pp. 40-53.
- 経済産業省 (2013) . 平成 24 年度我が国情報経済社会における基盤整備 (インターネット上の違法・有害情報対策及びフィルタリングの動向と普及促進に関する調査研究 (機器ごとのインターネット利用状況調査)) 報告書
- Kimberly, S. Young. (1998) . *CAUGHT IN THE NET: How to Recognize the Signs of Internet Addiction - and a Winning Strategy for Recovery*. Wiley.
- (キンバリー, S. Y. 小田嶋由美子 (訳) (1998) . インターネット中毒—まじめな警告です 毎日新聞社)

文部科学省国立教育政策研究所(2011). 情報モラル
教育実践ガイドンス～すべての小・中学校で、す
べての先生が指導するために～
荻上チキ(2007). ウェブ炎上ーネット群集の暴走と
可能性 ちくま書房
総務省(2012). インターネットトラブル事例集VOL.4
(インターネット利用におけるトラブル事例等に
関する調査研究(平成24年度版))

社団法人日本教育工学振興会(2007). すべての先生
のための「情報モラル」指導実践キックオフガイ
ド(保存版)

付記

本研究は、2013年度金沢大学人間社会学域学校教育学類卒業論文に加筆修正を加えたものである。